

新車新規登録時の自動車税環境性能割に係る付加物について

自動車税環境性能割の課税標準となる通常の取得価額には、「車両本体価額」のほか、『付加物（自動車に取り付けられる附属物）の価額』が含まれます。【地方税法第145条第3号】

この付加物とは、車両本体にオプションにより取り付けられる部品や装置等の附属物であり、ボルト、ネジ、シール又は吹付け等によって固定又は加工等がなされ、自動車と一体性があるものを言います。【同法施行令第44条】

なお、メーカーオプションかディーラーオプションであるかを問わず、車両本体価格に含まれていない付加物で自動車と一体性がある付加物であれば課税対象となりますので御留意ください。

※ 軽自動車税環境性能割も同様の取扱いです。【同法第442条第5号、同法施行令第52条の18】

1 付加物の例示

① 付加物に該当するもの（課税標準に含むもの）

- ・カーナビゲーション ・オーディオ（CD、DVD等） ・スピーカー（ウーハー、ツイーター等含む）
 - ・センサー類 ・ドライブレコーダー ・カメラ（リヤ、バック等） ・ビューモニター ・ETC車載器
 - ・エンジンスターター ・アクセサリコンセント ・ミラー類（ワイドルームミラー等）
 - ・カーテン類（レールが固定されているもの） ・フィルム類（UV、IR断熱等） ・シートヒーター
 - ・インテリアパネル ・アルミホイール ・タイヤ（オプションの場合の純正品との差額） ・ルーフラック
 - ・バイザー ・エアロパーツ（スポイラー等） ・マッドガード ・ナンバープレートフレーム
 - ・コーナーポール ・アルミペダル ・ストラットタワーバー ・マフラーカッター
 - ・プロテクションパーツ（サイドモール等） ・ランプ類（フォグランプ、イルミネーションランプ等）
 - ・特別色塗装 ・ボディコーティング加工等 ・ガラス撥水加工等 ・盗難防止装置 ・付加物取付工賃
- その他自動車に付加して一体となっているもの

② 付加物に該当しないもの（課税標準に含まないもの）

- ・シートカバー ・マット類（フロアマット、ラゲージマット等） ・ETCセットアップ費用
 - ・チャイルドシート ・タイヤチェーン ・スペアタイヤ ・標準装備される工具 ・洗車用具
- その他工具等を要せず容易に脱着できるもの

2 特種用途自動車においてのみ想定されるもの

特種用途自動車の付加物については、自動車税事務所に御確認ください。

3 調査の実施について

千葉県では、適宜、地方税法に基づく調査を実施し、付加物の取得価格が確認できる書類（注文書等）の提出又は提示を求めるなど、適正な申告がなされているかの確認・調査を行っておりますので御協力ください。【地方税法第151条、同法附則第29条の9】

なお、調査により不足額があることが判明した場合は、修正申告納付が必要となります。【同法第161条第2項、同法附則第29条の11】